

## 第2章 障がいのある人の現状

### 1 障がいのある人の状況

#### (1) 人口と障がいのある人の状況

本市の人口は、平成26年3月末では、174,505人となっています。

障がい者手帳には3つの種別がありますが、手帳所持者数をみると、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の各手帳所持者数は年々増加しています。

平成25年度総人口の対平成23年度比が99.74%であるのに対し、障がい者手帳所持者数は101.84%であることから、手帳所持者数の人口に占める割合は増えています。

障がい者手帳所持者の構成比をみると、最も多いのは身体障がい者手帳ですが、精神障がい者保健福祉手帳の割合が伸びてきています。

障がい者手帳所持者の増加とともに、障がいの種別によって、また年齢によって生じる課題への対応も就労、生活支援、教育、高齢になった場合の介護などと異なります。

また、災害弱者と言われる障がい者の災害時の支援体制の構築も必要とされています。

図表 障がい者手帳所持者の状況

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
総人口	175,748人	175,441人	174,960人	174,702人	174,505人
対前年比		99.83%	99.73%	99.85%	99.89%
対23年度比				99.85%	99.74%
身体障がい者手帳	8,186人	8,233人	8,298人	8,278人	8,315人
総人口比	4.66%	4.69%	4.74%	4.74%	4.76%
対前年比		100.57%	100.79%	99.76%	100.45%
対23年度比				99.76%	100.20%
療育手帳	1,336人	1,379人	1,429人	1,445人	1,489人
総人口比	0.76%	0.79%	0.82%	0.83%	0.85%
対前年比		103.22%	103.63%	101.12%	103.04%
対23年度比				101.12%	104.20%
精神障がい者保健福祉手帳	868人	920人	949人	1,023人	1,068人
総人口比	0.49%	0.52%	0.54%	0.59%	0.61%
対前年比		105.99%	103.15%	107.80%	104.40%
対23年度比				107.80%	112.54%
障がい者手帳所持者総数	10,390人	10,532人	10,676人	10,746人	10,872人
総人口比	5.91%	6.00%	6.10%	6.15%	6.23%
対前年比		101.37%	101.37%	100.66%	101.17%
対23年度比				100.66%	101.84%

※年度末時点（合併前の旧斐川町の人数を含む）。複数の手帳を所持する場合は重複して計上。

障がい者手帳所持者の構成比

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
身体障がい者手帳	78.79%	78.17%	77.73%	77.03%	76.48%
療育手帳	12.86%	13.09%	13.38%	13.45%	13.70%
精神障がい者保健福祉手帳	8.35%	8.74%	8.89%	9.52%	9.82%

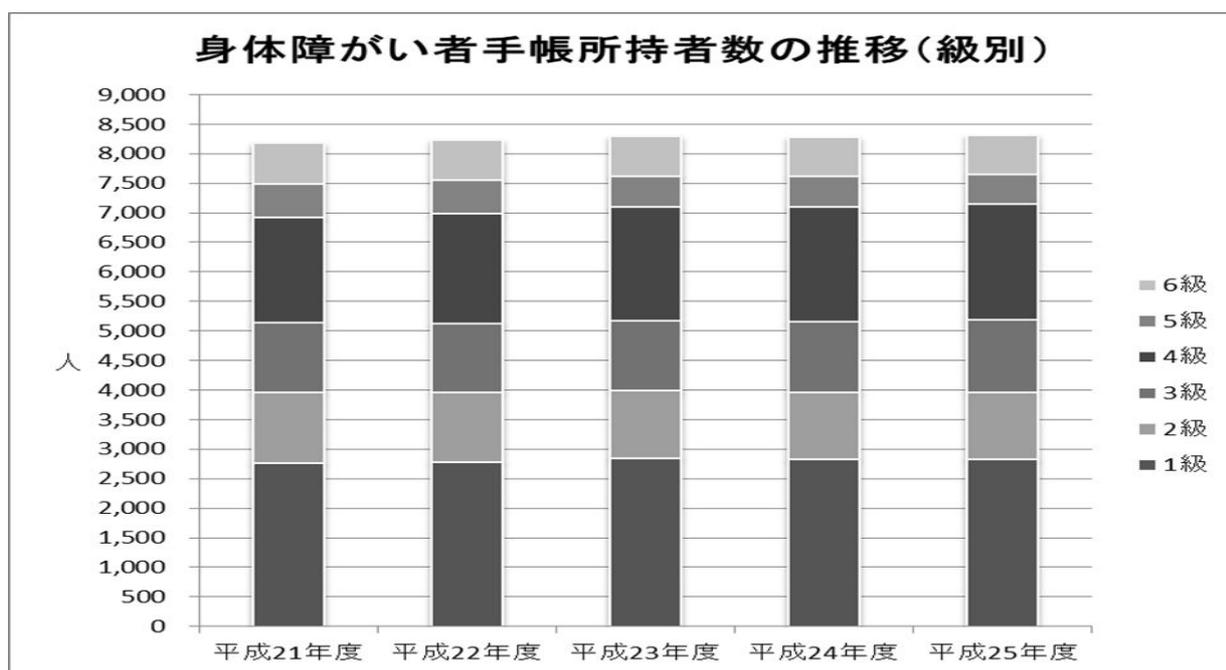
## (2) 身体障がい者の状況

### ①等級別の身体障がい者手帳所持者数

身体障がい者手帳所持者数は、前年比で見ると微増ですが、5年間で見ると129人増加しています。他の級に比べて4級が増加傾向にあります。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1級	2,760人	2,779人	2,839人	2,825人	2,831人
2級	1,198人	1,173人	1,156人	1,130人	1,131人
3級	1,180人	1,177人	1,184人	1,199人	1,219人
4級	1,780人	1,857人	1,914人	1,938人	1,967人
5級	576人	558人	531人	521人	494人
6級	692人	689人	674人	665人	673人
合計	8,186人	8,233人	8,298人	8,278人	8,315人
前年比	101.10%	100.57%	100.79%	99.76%	100.45%

※年度末時点（合併前の旧斐川町の人数を含む）。他の手帳も所持する者は重複。

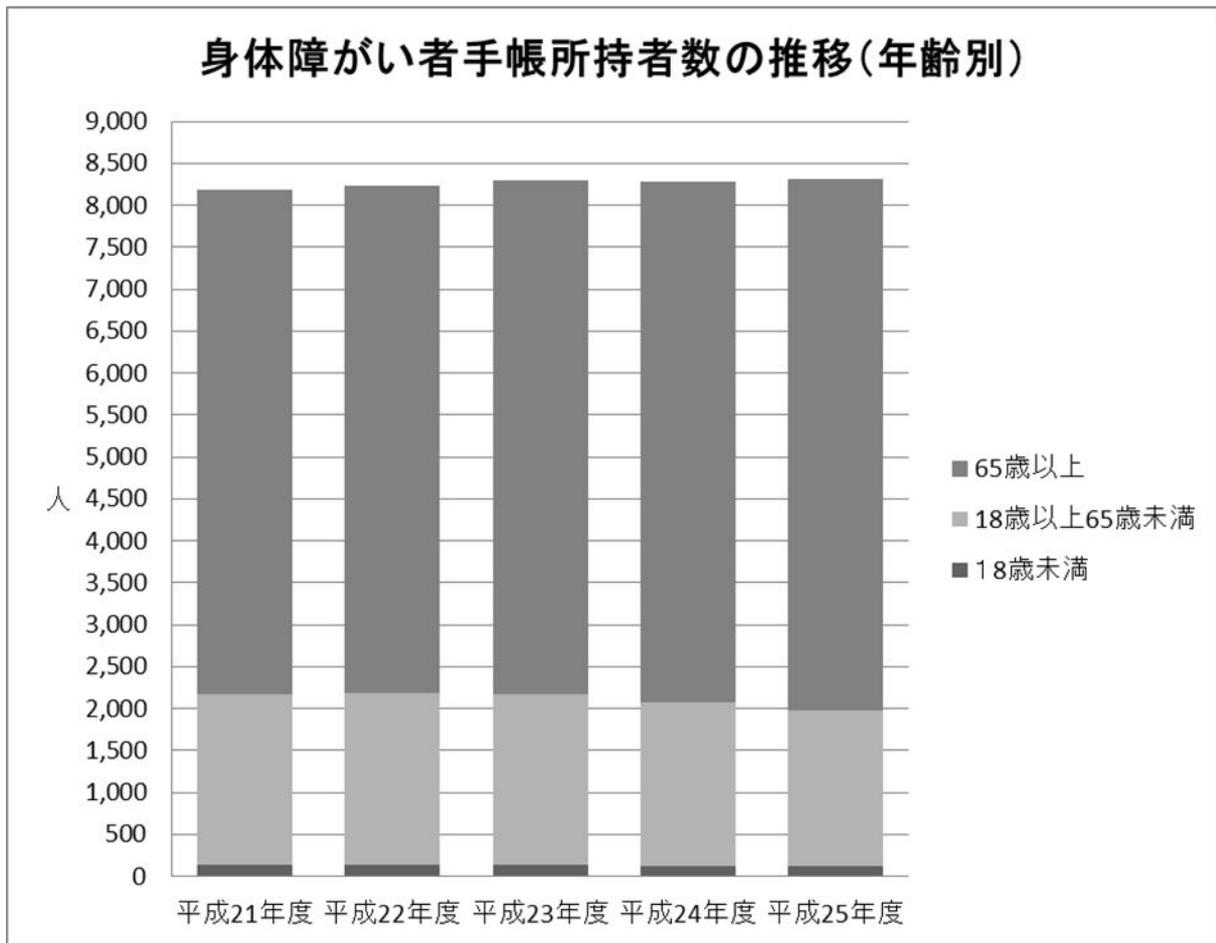


②年齢別の身体障がい者手帳所持者数

年齢別では65歳以上が7割を超えています。所持者の高齢化にもよりますが、高齢者になってから手帳を取得する事例も多くあります。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
18歳未満	130人	131人	129人	124人	120人
18歳以上65歳未満	2,033人	2,056人	2,041人	1,941人	1,863人
65歳以上	6,023人	6,046人	6,128人	6,213人	6,332人
合計	8,186人	8,233人	8,298人	8,278人	8,315人
65歳以上割合	73.58%	73.44%	73.85%	75.05%	76.15%

※年度末時点（合併前の旧斐川町の人数を含む）。他の手帳も所持する者は重複。



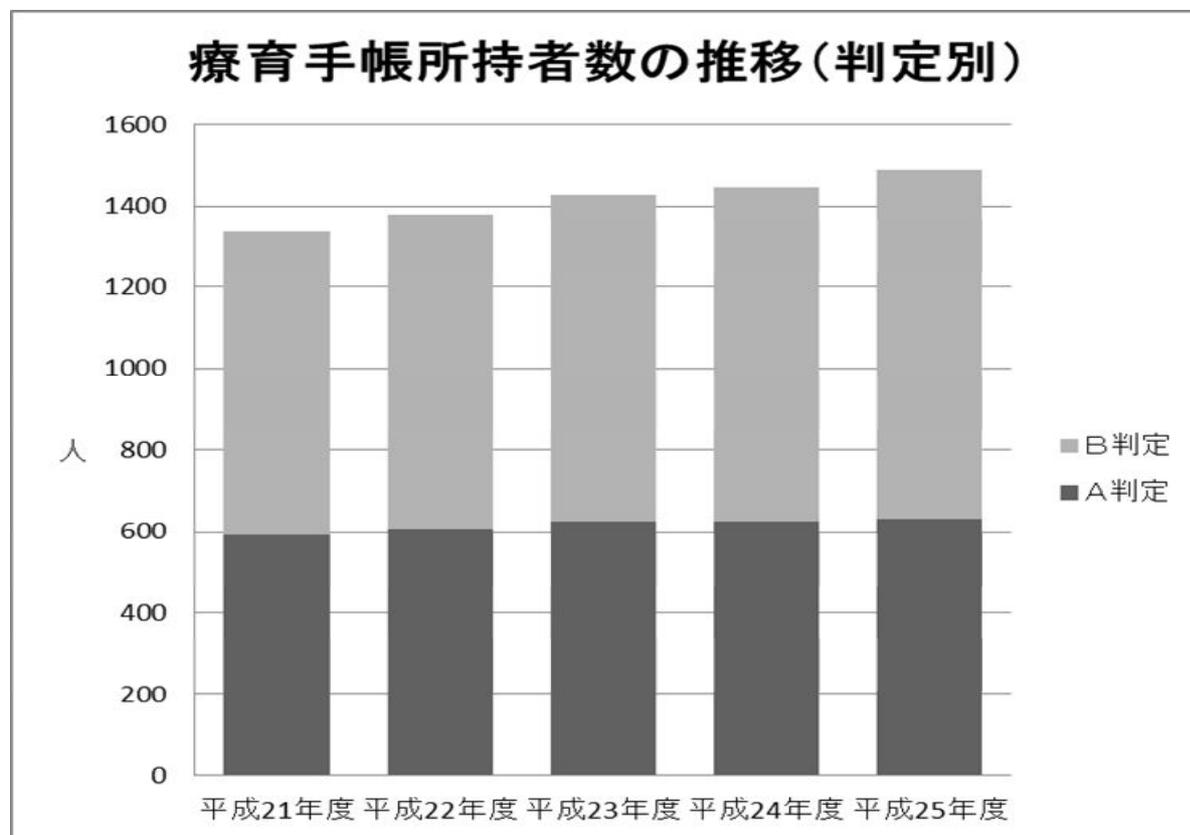
### (3) 知的障がい者の状況

#### ①判定別の療育手帳所持者数

療育手帳所持者数は、全体の障がい者手帳所持者数に比べて、総数は多くはありませんが増加傾向にあります。5年間の推移ではA（重度）は41人と微増ですが、B（中軽度）は112人の増となっています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
A判定	591人	608人	626人	626人	632人
B判定	745人	771人	803人	819人	857人
合計	1,336人	1,379人	1,429人	1,445人	1,489人
前年比	100.15%	103.22%	103.63%	101.12%	103.04%

※年度末時点（合併前の旧斐川町の人数を含む）。他の手帳も所持する者は重複。



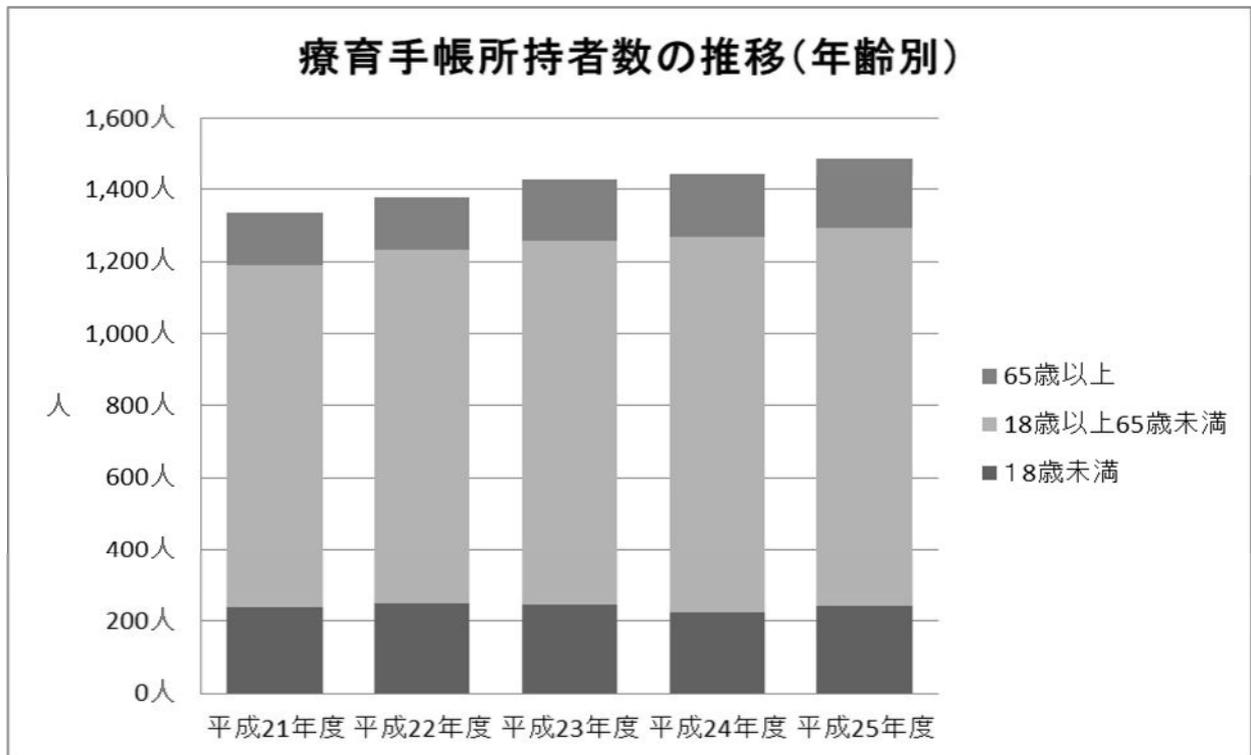
## ②年齢別の療育手帳所持者数

65歳以上割合は1割強ですが少しずつ増えています。他の手帳と違って、発達期(概ね18歳まで)に障がいが見れた人が対象であるため、65歳以上になってから初めて取得する事例は少なく、もともとの所持者の高齢化による増と考えられます。

就学前に取得する事例は少なく、就学や就労上、必要な支援を受けるため学校や関係機関の紹介により取得する人が多い傾向にあります。成長に伴い、障がいの程度が手帳の対象とならなくなることもあり、その場合は、発達障がいがあれば、精神障がい者保健福祉手帳をあらためて申請する人もいます。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
18歳未満	239人	249人	246人	225人	241人
18歳以上65歳未満	950人	984人	1,010人	1,043人	1,053人
65歳以上	147人	146人	173人	177人	195人
合計	1,336人	1,379人	1,429人	1,445人	1,489人
65歳以上割合	11.00%	10.59%	12.11%	12.25%	13.10%

※年度末時点(合併前の旧斐川町の人数を含む)。他の手帳も所持する者は重複。



## (4) 精神障がい者の状況

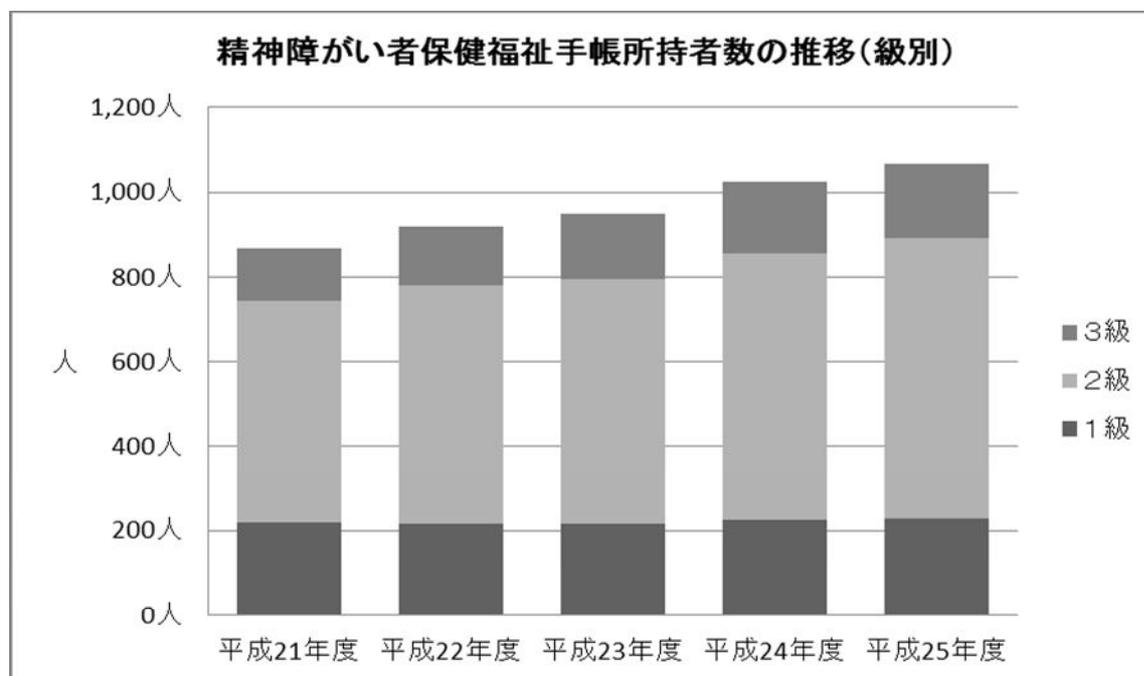
### ①等級別の精神障がい者保健福祉手帳所持者数

精神障がい者保健福祉手帳所持者の総数は他の手帳より少ないですが、他の手帳より取得者の伸び率が大きく、特に2級は5年間で138人の増となっています。

就労の際、障がい者枠での雇用のため取得する事例もあり、また高齢者では認知症による取得もあります。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1級	217人	214人	216人	224人	228人
2級	526人	565人	579人	631人	664人
3級	125人	141人	154人	168人	176人
合計	868人	920人	949人	1,023人	1,068人
前年比	107.69%	105.99%	103.15%	107.80%	104.40%

※年度末時点（合併前の旧斐川町の人を含む）。他の手帳も所持する者は重複。

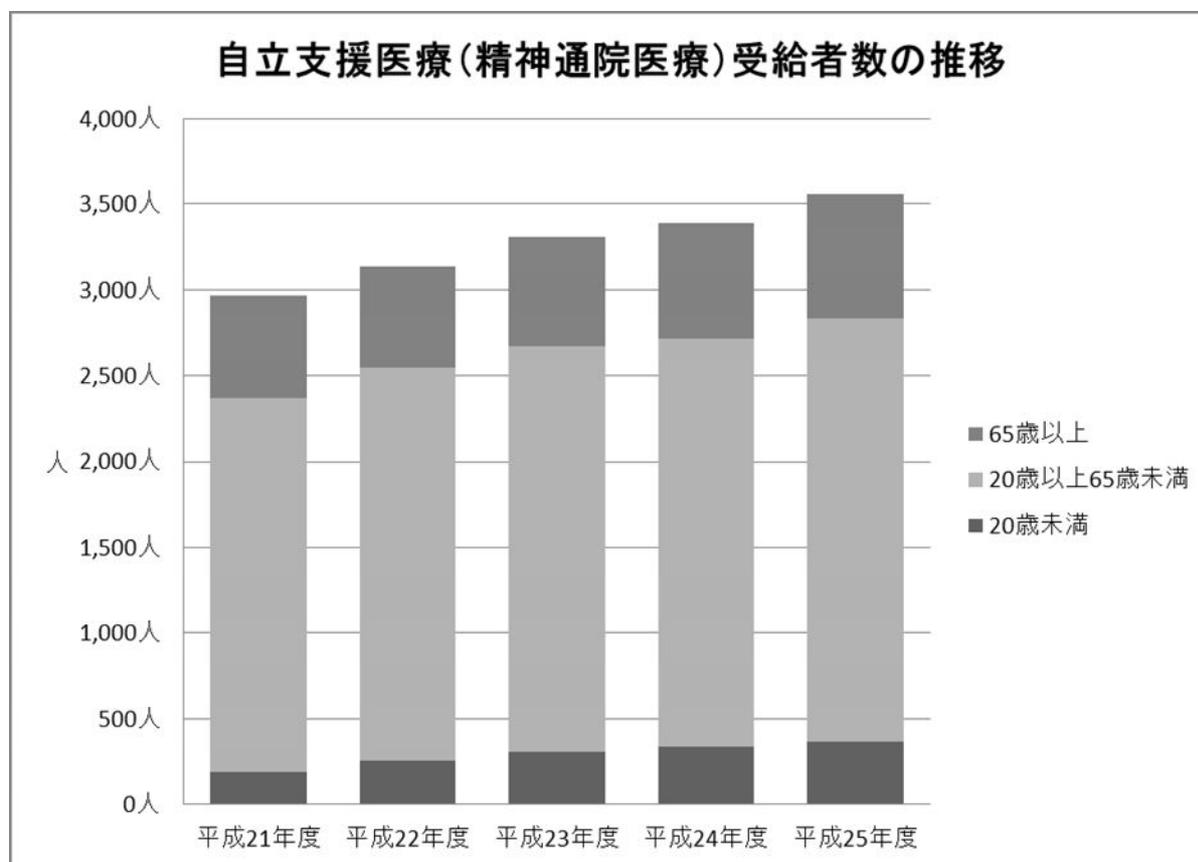


## ②自立支援医療（精神通院医療）受給者数

自立支援医療（精神通院医療）は何らかの精神疾患により、通院による治療を続ける必要がある人が対象であり、精神障がい者保健福祉手帳より対象となる範囲が広い  
ため、受給者が多く、増加も5年間で590人の増と、手帳より多くなっています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
20歳未満	190人	257人	305人	336人	367人
20歳以上65歳未満	2,180人	2,288人	2,373人	2,380人	2,464人
65歳以上	594人	593人	629人	679人	723人
合計	2,964人	3,138人	3,307人	3,395人	3,554人
65歳以上割合	20.04%	18.90%	19.02%	20.00%	20.34%
前年比	107.98%	105.87%	105.39%	102.66%	104.68%

※年度末時点（合併前の旧斐川町の人数を含む）。手帳所持者を含む。



## (5) 発達障がい者の状況

発達障がいは発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

精神障がい者保健福祉手帳所持者、療育手帳所持者の中には発達障がいのある人が含まれますが、発達障がい単独の手帳制度はないため、本市の発達障がい者の実数を把握することは難しい状況です。

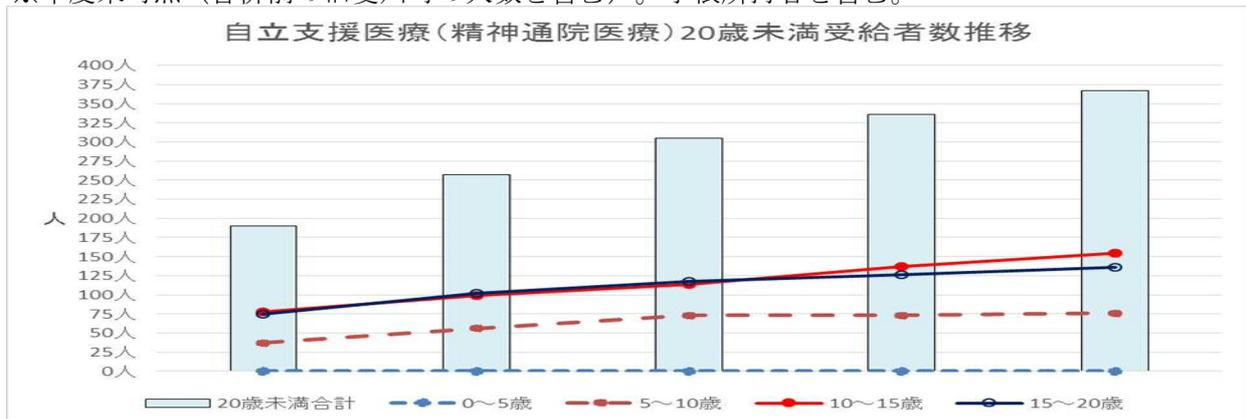
平成24年2月から3月にかけて文部科学省が実施した調査では、全国の公立小中学校の通常学級に在籍する児童生徒のうち、発達障がいの可能性のある特別な教育的支援が必要な児童生徒の割合は6.5%という結果が出ています。

自立支援医療（精神通院医療）の対象には発達障がいが含まれ、低年齢の受給者には発達障がいの人が多く含まれます。

本市の20歳未満の自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移は下記のとおりです。（ただし適応障がい等の他の理由によるものもあり、また、小学校就学前は乳幼児医療制度による医療費助成があるため、発達障がいによる通院があっても自立支援医療制度を申請しない人が多く、参考資料となります。）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	参考	
						25年度末該当年齢人口	25年度人口比
0～5歳	0人	0人	0人	0人	0人	7,785人	0.00%
5～10歳	37人	56人	73人	73人	76人	7,958人	0.96%
10～15歳	78人	99人	114人	137人	155人	8,561人	1.81%
15～20歳	75人	102人	118人	126人	136人	8,580人	1.59%
20歳未満合計	190人	257人	305人	336人	367人	32,884人	1.12%
前年比		135.26%	118.68%	110.16%	109.23%		

※年度末時点（合併前の旧斐川町の人数を含む）。手帳所持者を含む。



## (6) 高次脳機能障がい者の状況

病気や事故による脳損傷者の中には、麻痺などの目立った後遺症もなく、一見したところ病前と同じように見えるのに、家庭生活や社会生活を送るようになって大きな困難が生じ、一般的な診察だけでは障がいが見逃されやすい人たちが数多くいることがわかってきました。国では平成16年(2004)に行政的診断基準を設け、高次脳機能障がいを、「脳損傷の結果、記憶障がいや注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいをもち、生活障がいがある場合」と定義しました。

高次脳機能障がいの主要症状としては、

- ・新しいことを記銘、保持し、必要時に引き出すことができない記憶障がい
- ・注意を向け、持続したり、変換したり、同時に複数のことに注意を向けるなどができない注意障がい
- ・物事を計画しそれを実際に効率的に行うことができない遂行機能障がい
- ・意欲・発動性の低下、感情コントロールの障がい、対人関係の障がい、固執性、脱抑制等の症状を呈する社会的行動障がい

等があります。

高次脳機能障がい者数については、平成20年(2008)に東京都で実施された調査によれば、東京都内の高次脳機能障がい者数は49,508人と推計されました。したがって全国の高次脳機能障がい者数は約50万人となり、島根県内には約1,800人、出雲圏域には約500人と推計されます。

国の行政的定義がなされたことで、高次脳機能障がい者は精神障がい者保健福祉手帳の対象となり、福祉的対応も可能になりました。しかし、症状的に軽微に捉えられ、性格上の問題と考えられてしまうことも多く、サービスの利用につながらなかったり、対応困難な事例としてあがることも少なくありません。

一方で、高次脳機能障がいは認知面のリハビリ的視点を持った関わりを行うことで、時間をかけて回復していくことがわかっており、長期的な生活支援や就学・就労支援が必要となります。

島根県では医療福祉圏域ごとに相談支援拠点が設けられていますが、出雲圏域は特に、医療と福祉のネットワークが密に敷かれ、入院におけるリハビリだけではなく、精神科デイケアを活用することで、長期の認知リハビリが可能となっています。さらに支援拠点を中心に、医療から福祉、就学・就労へと継続した支援が展開されています。

## (7) 難病患者の状況（特定疾患）

難病は、昭和47年（1972）に厚生労働省が示した「難病対策要綱」により初めていわゆる難病の範囲が整理されました。それ以降、対象疾患は徐々に拡大され、現在は、130疾患が調査研究の対象となっており、そのうち56疾患が医療費公費負担の対象に指定されています。

出雲市においては、医療費公費負担対象患者は約1,500人で年々増加しています。また、重症化しやすい神経・筋疾患等の患者数も多いため、福祉サービス等の療養支援対策が必要となります。

平成26年（2014）5月「難病の患者に対する医療費等に関する法律」が成立し、平成27年（2015）1月1日施行されましたが、この新しい法律により、「公平かつ安定的な医療費助成制度の確立」「難病医療に関する調査及び研究の推進」「難病患者の療養生活環境整備事業の実施」等の対策が講じられます。

また、医療費補助対象疾患も110疾患に増えてきましたが、最終的には平成27年度中に約300疾患が対象となる予定です。

出雲圏域特定疾患受給者証所持者数（出典：島根県出雲保健所）

平成26年9月末現在			
疾患群	受給者数	うち重症	重症率
血液系（突発性血小板減少性紫斑病など）	84	0	0.0%
免疫系（全身性エリテマトーデスなど）	254	12	4.7%
内分泌系（下垂体機能低下症など）	63	1	1.6%
代謝系（アミロイドーシスなど）	8	2	25.0%
神経・筋疾患（パーキンソン病関連疾患など）	442	78	17.6%
視覚系（網膜色素変性症など）	31	7	22.6%
循環器系（突発性拡張型心筋症など）	35	2	5.7%
呼吸器系（サルコイドーシスなど）	59	4	6.8%
消化器系（潰瘍性大腸炎など）	336	6	1.8%
皮膚・結合組織疾患（強皮症など）	39	1	2.6%
骨・関節系（後縦靭帯骨化症など）	109	9	8.3%
スモン	7	7	100.0%
合計	1467	129	8.8%

平成26年3月31日現在受給者証	1364
平成25年3月31日現在受給者証	1304

一方、平成25年度（2013）から障害者総合支援法で、難病患者が障がい者の範囲に加わり、必要と認められた障がい福祉サービスの受給ができるようになりました。新たな法律によりこの福祉サービス受給対象患者も130疾患から151疾患に増えており、患者のQOL（※1）の向上のために、療養生活支援を目的とした事業を実施し、地域における難病患者等の自立と社会参加の促進を図っています。

---

※1 QOL（クオリティ・オブ・ライフ、quality of life）

「生活の質」「人生の質」「生命の質」などと訳される。生活者の満足感・安定感・幸福感を規定している諸要因の質。諸要因の一方に生活者自身の意識構造、もう一方に生活の場の諸環境があると考えられる。この両空間のバランスや調和のある状態を質的に高めて充足した生活を求めようということ。

## (8) 障がい支援区分の認定状況

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
区分6	165	169	183
区分5	166	164	167
区分4	203	204	204
区分3	256	273	283
区分2	98	100	105
区分1	20	18	15
計	908	928	957

- 上記の人数は、障がい支援区分認定審査会で認定を受けた区分を持つ者の人数
- 平成24、25年度は年度末、平成26年度は10月末日現在

## (9) 障がい福祉サービス支給決定状況

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護等	330	353	393
生活介護	495	506	511
自立訓練（機能）	11	5	5
自立支援（生活）	47	47	46
就労移行支援	38	52	51
就労継続支援A型	39	45	45
就労継続支援B型	458	493	508
児童発達支援	77	92	97
放課後等デイサービス	130	184	216
保育所等訪問支援	74	161	200
短期入所支援	249	276	283
療養介護	43	46	48
共同生活援助	180	186	195
施設入所支援	325	313	312
計画相談支援	225	404	895
地域移行支援	10	2	0
地域定着支援	20	49	50
障がい児相談支援	128	258	309

- 平成24、25年度は年度末、平成26年度は10月末日現在